

たいさくほう ヘイトスピーチ対策法

平成28年6月3日施行

ほんぽうがいしゅっしんしゃ たい ふとう さべつてきげんどう かいしょう む とりくみ すいしん かん ほうりつ
(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。
こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、
差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。
違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が
本年6月3日（金）から施行されました。

詳しくは

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する相談では無料の方をご相談ください。
みんなの人権110番 ☎0570-003-110
LAW OFFICE FOR HUMAN RIGHTS http://www.mo.jg.jp/JINKEN/JINKEN04_0001.html LAW OFFICE FOR HUMAN RIGHTS <http://www.lhoo-0805.jp/>
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会 <http://www.mo.jg.jp/JINKEN/>

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題となっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

こうした中、平成28年6月3日に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律／成28年法律第68号（ヘイトスピーチ対策法）」が公布・施行されました。

この法律では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を定め、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、国民はこうした差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるよう努めることを基本理念にしています。また、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備や教育、啓発活動等を推進することを目的としています。

ヘイトスピーチとは

ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする内容の言動が見られ、このような言動が一般にヘイトスピーチとされています。